

**Q1** 平成19年度税制改正大綱で減価償却制度が大きく変わり100%償却できるようになるということですが、具体的な計算はどのように行うことになりますか。

**A** ポイント

- (1) この抜本見直しにより、「残存価額」及び「償却可能限度額」が撤廃され、法定耐用年数経過時点で100%償却できるようになり、国際的な整合性を確保するものです。
- (2) 具体的な計算については、定額法は取得価額に直接乗じて計算し、定率法は定額法の償却率を2.5倍した率を償却率として取得価額（未償却残高）に乗じて計算します。

## 1. 平成19年度税制改正大綱による減価償却制度の抜本的な見直しと国際比較

### (1) 減価償却制度の抜本的な見直し

① 平成19年度税制改正大綱による減価償却制度の抜本的な見直しにより、平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、「残存価額」（10%）が廃止され、「償却可能限度額」（取得価額の95%）も撤廃されます。したがって、法定耐用年数経過時点で取得価額全額（100%）まで（備忘価額1円を除く）償却することができるようになります。

見直し後の定率法の償却率は、定額法の償却率（1/耐用年数）を2.5倍した数とされます（250%定率法）。そして、その償却率で計算した償却費が、法定耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を定額法で全額償却すると仮定して計算した償却額を下回るときに償却方法を定率法から定額法に切り替えて償却費を計算します。

#### 【減価償却費（償却限度額）の計算方法の比較】

	現 行	見直し後
定額法	(取得価額－残存価額) × 償却率	取得価額 × 償却率
定率法	取得価額 (又は未償却残高) × 償却率	同左 (償却率を250%定率法に改定)

(注) 償却率は、耐用年数に応じた減価償却資産の償却率表によります。

- ② 例えば、法定耐用年数6年の医療機器を100万円で取得し定率法で減価償却する場合、これまでの制度では、6年経過時点で残存価額10万円が簿価に残り、さらに償却を続け8年経過時点で償却可能限度額95万円まで償却できましたが、5万円の簿価は除却するまで残り、除却してようやく全額損金算入できました。それが見直しにより6年経過時点で100%損金算入が完了することになります（5年目から未償却残高を定額法に切り替え減価償却を計算）。
- ③ 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却ができることとなります。

### (2) 減価償却制度の国際比較（概略）

下表のように主要国では、残存価額ゼロで100%償却可能となっています。

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓 国
残存価額	10%	なし	なし	なし	なし	5% (注)
償却可能限度額	95%	100%	100%	100%	100%	100%
償却方法	建 物	定額法	定額法	定額法	定額法	定額法
	機械装置	定額法・ 定率法 選択	150%又 は200% 定率法 定額法の選 択も可能	定率法	定額法・ 定率法 選択	定額法 償却期間3 年以上のも のは定率法 を選択可能

(注) 韓国の残存価額5%は定率法を選択した場合で、定額法の場合は残存価額はありませぬ。

## 2. 減価償却費の計算の現行と見直し後の具体的な比較

取得価額1,000万円の医療機器の年度ごとの減価償却について、現行と見直し後の金額を計算してみましょう。 ○ 法定耐用年数10年  
○ 減価償却方法 定率法 (償却率 現行0.206 見直し後0.250)

具体的な償却計算は下表のようになります。 (単位:万円)

経過 年数	現行の償却計算		見直し後の償却計算		償却費比較 ①と②
	償却費①	期末簿価	償却費②	期末簿価	
1	206	794	250	750	44
2	164	630	187	563	23
3	130	500	141	422	11
4	103	397	106	316	3
5	82	315	79	237	△3
6	65	250	59	178	△6
7	51	199	45	133	△6
8	41	158	44	89	3
9	33	125	44	45	11
10	25	100	45	0	20
11	21	79			△21
12	16	63			△16
13	13	50			△13
合計	950		1,000		50

(注)  
7年経過時点の簿価133  
①定率法33  
②定額法44 (133 / (10-7))  
①<②より、8年目から定額法を採用しています。

現行の制度では、法定耐用年数が経過しても取得価額の10%100万円が簿価として残り、13年経過してやっと償却可能限度額まで償却できましたが、残りの50万円は除却するまで損金算入ができませんでした。それが見直し後は法定耐用年数経過時点で100%償却でき、また取得後3年間で現行より償却費が78万円増え、設備投資費用の早期回収に寄与し、その間の税負担が軽減されることになります。

**Q2** 昨年は、念願マイホームを取得し、また、医療費もかなりかかりましたので、所得税の還付申告をする予定ですが、サラリーマンが還付申告をすることができる場合と医療費控除、住宅ローン減税の概要を教えてください。

**A**

**ポイント**

- (1) 大部分のサラリーマンは、年末調整によって所得税が精算されるため確定申告の必要はありませんが、下記1のような場合、還付申告をすると税金が還付されます。
- (2) 住宅借入金等特別控除には住民票、給与所得の源泉徴収票をはじめ添付資料の取り揃え、医療費控除には控除の対象となる医療費の領収書の集計、添付が必要です。
- (3) 必要資料と印鑑を持参し、税務署又は還付申告会場で申告書を作成しますが、分からない点はその場で指導を受けられます。またインターネットで電子申告もできます。  
なお、還付申告については申告期限がなく、年中受付されます。

**1. サラリーマンと還付申告**

サラリーマンは、次のような場合に還付申告をすることができます。

- (1) 多額の医療費を支出したとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) 旧耐震基準の既存住宅の耐震改修をしたとき
- (4) 配当所得があり配当控除を受けるとき
- (5) 年の途中で退職し年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (6) 災害、盗難や横領などで資産に損害を受けたとき
- (7) 特定の寄付をしたとき
- (8) 特定支出控除の適用を受けるとき

**2. 住宅借入金等特別控除の概要（マイホームを新築や購入した場合）**

この特別控除は、住宅ローン等を利用してマイホームを新築や購入した場合で、一定の要件に当てはまるときに、その新築や購入のための借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額を居住の用に供した年以後の各年分の所得税額から控除するものです。

**(1) 住宅借入金等特別控除の適用要件**

- ① 住宅の新築や購入をしてから6ヵ月以内に居住し、各年の12月31日まで住んでいること。
- ② この特別控除を受ける年の合計所得金額が、3,000万円以下であること。
- ③ 住宅の床面積が50㎡以上であり、床面積の2分の1以上が自己の居住用に使用するもの。
- ④ 住宅の新築や購入のため10年以上にわたり分割返済する一定の借入金があること。  
親戚などからの借入金や勤務先からの1%未満の利率による借入金は対象となりません。

**(2) 住宅借入金等特別控除の控除額（居住年が平成18年中の場合）**

控除期間	住宅借入金の年末残高	適用年	×控除率	控除額の上限
10年	3,000万円以下の部分	1～7年目	×1%	30万円
		8～10年目	×0.5%	15万円

### (3) 住宅借入金等特別控除を受けるための手続き

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告書に、この特別控除に関して所定の事項の記載をし、家屋、土地の取得状況や住宅借入金残高を証明する右記の書類を添付して所轄の税務署に提出する必要があります。サラリーマンの場合、給与所得の源泉徴収票（原本）も必要です。

#### 申告に必要な添付書類

- ①借入金の年末残高等証明書
- ②住民票の写し
- ③家屋・土地の登記事項証明書（登記簿謄本）
- ④売買契約書、建築工事請負契約書の写し
- ⑤建築確認通知書の写し
- ⑥給与所得の源泉徴収票

## 3. 医療費控除の概要

### (1) 医療費控除の対象となる医療費の要件

- ① 納税者が、自分自身又は自分と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費であること（同居の所得のある家族分でもその家族の方で控除していなければ対象にできる）。
- ② その年の1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限られます。

### (2) 医療費控除の対象となる金額（最高200万円）

**支払医療費－保険金などで補てんされる金額－10万円か所得の5%のいずれか少ない額**

#### ※ 保険金などで補てんされる金額とは

- ・健康保険法の規定により支給を受ける療養費、出産育児一時金、家族療養費、高額療養費など
- ・損害保険契約や生命保険契約で支給される傷害費用保険金や医療保険金、入院費給付金など
- ・医療費の補填として支払を受ける損害賠償金や任意の互助組織から支払を受ける給付金

### (3) 医療費控除の対象となる医療費

医療費控除を受けるためには、その支払を証明する領収書を確定申告書に添付するか提示することが必要です。サラリーマンの場合は、給与所得の源泉徴収票（原本）も必要です。

- ① 医師又は歯科医師による診療、治療の対価（ただし、健康診断の費用は含まれません）
- ② 治療や療養に必要な医薬品購入の対価（ただし、ビタミン剤など病気の予防や健康増進のための医薬品は含まれません）
- ③ 病医院等に収容されるための人的役務提供の対価（急患や怪我などで病院に運ばれる費用）
- ④ 治療のためのあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価
- ⑤ 保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人による療養上の世話の対価（家政婦に病人の付添いを頼んだ場合の対価も含みます）。（家族や親類縁者に付添いを頼んだ場合は対象外）
- ⑥ 助産師による分べんの介助の対価
- ⑦ 介護保険制度の下で提供された一定の施設、居宅サービスの自己負担額
- ⑧ 医師等による診療、治療、施術又は分べんの介助を受けるために直接必要な次のような費用  
イ 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の対価として支払う部屋代や食事代、コルセットなどの医療用具等の購入代や賃借料で通常必要なもの（ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません）  
ロ 義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯などの購入の費用  
ハ 6ヵ月以上寝たきりの人のおむつ代で、医師が発行した「おむつ使用証明書」のあるもの